

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 19 | 特別障害者手当等に関する事務 基礎項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、特別障害者手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 特別障害者手当等に関する事務 |
| ②事務の概要 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による経過的福祉手当の支給に関する事務を行う。 ・受給資格の認定に関する事務 ・各種届出に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、共通基盤（庁内連携システム及び宛名システムに相当）、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 特別障害者手当等受給関係ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項別表67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92、93の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条1号、2号 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、16、19、29、42、80、125の項 ・番号利用法 第19条8号に基づく主務省令 第15条1号ル、2号ル、第18条1号へ、第21条1号へ、第31条1号イ、2号ロ、第44条1号ヨ、第82条1号ヨ、3号ヨ、第94条1号、2、3号、第95条1号、2号、121条、127条1号ヨ、第148条1号へ、2、3、4号、第160条1号ル、2号ル、第163条1号ヨ |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局障害福祉部障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障害福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |

| | |
|---------------------------------|---|
| 請求先 | 広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2147(直通) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|-------------------|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和7年6月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|----------------------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | システムにログインする際にパスワードを要しており、担当者以外のログインは困難であるため。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成28年7月21日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の47の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年7月21日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による経過措置の支給に関する事務を行う。 ・受給資格の認定に関する事務 ・各種届出に関する事務 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による経過措置の支給に関する事務を行う。 ・受給資格の認定に関する事務 ・各種届出に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条 ※番号利用法別表第二の68、85の項に係る主務省令は未制定。 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 19、26、56の2、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号ル、2、3、4、5号、第30条10号、第44条1号ル、2、3、4、5号 ※番号利用法別表第二の19の項に係る主務省令は未制定。 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号口、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、第59条の3第1号ル、2号ル | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年6月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年6月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月14日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号口、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、第59条の3第1号ル、2号ル | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号口、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ル、2号ル | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|---|
| 平成31年2月14日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従事者に対する教育・啓発 | — | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。 |
| 令和1年8月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ル、2号ル | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ル、2号ル ※番号利用法別表第二の69の項に係る主務省令は未制定。 | 事後 | |
| 令和1年8月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年8月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ル、2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ル、2号ル ※番号利用法別表第二の69の項に係る主務省令は未制定。 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ム、2、3、4、5、6号、第30条10号、11号、第44条1号ワ、ム、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の2第1号ワ、2、3、4、5号、第59条の3第1号ワ、2号ワ | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和3年6月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ム、2、3、4、5、6号、第30条10号、11号、第44条1号ワ、ム、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の2第1号ワ、2、3、4、5号、第59条の3第1号ワ、2号ワ | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条10号、11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ワ、2号ワ | | |
| 令和3年6月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年6月1日時点 | | |
| 令和3年6月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日時点 | 令和3年6月1日時点 | | |
| 令和4年8月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表第一の47の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第13条の2第1号、2号ロ、第19条1号ワ、2、3、4、5、6号、第30条10号、11号、第44条1号ワ、2、3、4、5、6号、第55条の3第1号ト、2、3、4、第59条の3第1号ワ、2号ワ | ○特定個人情報の照会 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 66の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条 ○特定個人情報の提供 ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条1号カ、2号ワ、4号ワ、5号、6号ワ、8号カ、第13条の2第1号イ、2号ロ、第19条1号ム、2、3、4、5、6号、第30条1号又、2号、3号又、第31条1号ワ、2号ワ、5号ワ、6号ワ、7号ロ、第44条1号ム、2、3、4、5、6号、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、2、3、4号、第59条の2の2第1号ワ、2、3、4、5号、第59条の3第1号ワ、2号ワ | | |
| 令和4年8月10日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和4年6月1日時点 | | |
| 令和4年8月10日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年6月1日時点 | 令和4年6月1日時点 | | |
| 令和8年3月13日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日時点 | 令和7年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年6月1日時点 | 令和7年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表第一の47の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 ・番号利用法第9条第2項 ・広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>○特定個人情報の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号 別表第二66の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条 <p>○特定個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号 別表第二9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号ワ、2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条1号カ、2号ワ、4号ワ、5号、6号ワ、8号カ、第13条の2第1号イ、2号ロ、第19条1号ム、2、3、4、5、6号、第30条1号ヌ、2号、3号ヌ、第31条1号ワ、2号ワ、5号ワ、6号ワ、7号ロ、第44条1号ム、2、3、4、5、6号、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、2、3、4号、第59条の2の2第1号ワ、2、3、4、5号、第59条の3第1号ワ、2号ワ | <p>○特定個人情報の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92、93の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条1号、2号 <p>○特定個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、16、19、29、42、80、125の項 ・番号利用法 第19条8号に基づく主務省令第15条1号ル、2号ル、第18条1号へ、第21条1号へ、第31条1号イ、2号ロ、第44条1号ヨ、第82条1号ヨ、3号ヨ、第94条1号、2、3号、第95条1号、2号、121条、127条1号ヨ、第148条1号へ、2、3、4号、第160条1号ル、2号ル、第163条1号ヨ | 事後 | |